

【児童生徒・保護者・教職員の皆様へ】

(令和2年9月改訂)

新型コロナウイルスへの基本的対応

下郷町教育委員会

レベル1

町内に感染者(児童生徒・教職員・その家族以外) が発生した場合

◇町内の全学校 → 普通授業

- 部活動の制限(練習内容の工夫・精選)
- 行事の制限(縮小・延期・中止の検討)
- その他(換気・座席間の距離の確保 など)

皆で守る約束事項

- ☆ こまめな換気
- ☆ 手洗い咳エチケット
- ☆ 個々の健康把握
(毎日の検温など)

レベル2

児童生徒・教職員・その家族が濃厚接触者になつた場合

(※濃厚接触者の特定は、保健所の判断となります。)

◇町内の全学校 → 普通授業

- 対象児童生徒・教職員 → 出席停止・出勤停止
(※14日間の自宅等での健康観察)
- その他の児童生徒 → 普通授業
- その他の教職員・用務員等 → 通常勤務
- 学校の消毒作業(学校職員で可能な範囲)

※放課後子ども教室は運営

皆で守る約束事項

- ☆ 不要な外出をしない
- ☆ 「3密」を避ける
- ☆ 規則正しい生活

レベル3

児童生徒・教職員本人に感染者が発生した場合

(※感染した児童生徒・教職員本人は、医療機関で治療を受け、医師の許可が出るまで出席停止・出勤停止となります。)

◇発生した学校 → 臨時休業(およそ2~3日)※保健所の指導による

- 全児童生徒 → 自宅待機(自宅学習)
- その他の教職員・用務員等 → 通常勤務
- 学校の消毒作業(保健所の指導による)

皆で守る約束事項

- ☆ 不要な外出をしない
- ☆ 「3密」を避ける
- ☆ 規則正しい生活

◇その他の学校 → 短縮授業 など

- 学校の消毒作業(学校職員で可能な範囲)

※放課後子ども教室・児童あずかり所等は全て中止

学校再開

学校再開は、およそ2~3日を目安とし、延長も含めて、保健所等の関係機関と協議の上、決定します。